

佐賀県告示第 298 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 30 年 7 月 27 日から平成 30 年 8 月 27 日まで佐賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 30 年 7 月 27 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 385 号	神崎市神埼町本堀字河東 838 番地先から 神崎市神埼町本堀字河東 733 番 4 地先まで	平成 30 . 7 . 27
	神崎市千代田町柳島字五本松 1345 番地先 から 神崎市千代田町柳島字十一本柳 1215 番地 先まで	〃
県道 佐賀八女線	神崎市千代田町餘江字川三本松 1056 番 28 地先から 神崎市千代田町餘江字川一本松 704 番 1 地先まで	〃
県道 佐賀川久保 鳥栖線	神崎市神埼町城原字熊谷 1468 番 4 地先か ら 神崎市神埼町城原字熊谷 1633 番 3 地先ま で	〃
	神崎市神埼町城原字二本杉 2120 番地先か ら 神崎市神埼町的字的字二本黒木 161 番 1 地先 まで	〃
県道 神埼北茂安 線	神埼郡吉野ヶ里町豆田字松角 1995 番地先 から 神埼郡吉野ヶ里町豆田字亀角 1647 番 1 地 先まで	〃
	神埼郡吉野ヶ里町豆田字亀角 1668 番 3 地 先から 神埼郡吉野ヶ里町豆田字竹の下 2509 番地 先まで	〃